

政治家の寄附の禁止 Q & A

【1 結婚披露宴の祝儀、葬式の香典に関する事項】

問1 政治家が出席を予定している結婚披露宴の祝儀や葬式の香典を事前に相手方（親族でない選挙区内にある者）に届けることはどうでしょうか。

答え 罰則をもって禁止されています。

問2 「祝儀」は、金銭に限らず、物品も含みますか。

答え 物品も含まれます。

問3 葬儀の際にお布施をすることは、寄附にあたりませんか。

答え 役務の提供に対する債務の履行と認められる限り、寄附にはあたりません。

問4 政治家が、いわゆる「通夜」に自ら出席して香典することは、処罰の対象になりますか。

答え 政治家が葬式の日までの間に自ら弔問し、その場においてする香典は、罰則の対象とはされていません。いわゆる「通夜」に自らが出席してする場合は、処罰されません。

問5 香典とは金銭に限りますか。例えば、香典がわりに線香をもっていくことはどうでしょうか。

答え 香典は金銭に限ります。香典がわりに線香などを持っていくことは罰則をもって禁止されています。

問6 葬式の際、親戚でない選挙区内にある人に対し、政治家が供花、花輪をすることはできますか。

答え 罰則をもって禁止されています。

問7 政治家が香典をもらった場合、香典返しはできますか。

答え 当該地域において、香典返しが社会的習慣上定着した一種の義務的な性格をもったものとなっている場合、もらった香典に対して返礼の程度（香典の半額程度）の香典返しをすることは、寄附にあたりません。

【2 会費と寄附に関する事項】

問1 政治家が、町内のお祭りに寄附をしたり、各種の会合にお酒を差し入れたりすると処罰されるのですか。

答え 処罰されます。なお、処罰されると公民権（選挙権・被選挙権）停止の対象となります。

問2 町内会の役員が町内の人たち全員にお祭りの寄附を募る場合、町内の政治家に対しても寄附を求めることができますか。

答え できません。この場合、政治家を威迫して寄附を求めた場合処罰されます。

※「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」とされています。

問3 政治家が、町内のバレーボール大会に際して優勝チームの持ち回りとするためのカップを貸与することは、処罰の対象になりますか。

答え 処罰されます。なお、処罰されると公民権（選挙権・被選挙権）停止の対象となります。

問4 政治家が赤い羽根共同募金をすることは、寄附に該当しますか。

答え 募金先の事務所等が自分の選挙区にある場合は、寄附に該当します。

※「主たる事務所が選挙区内にあればもちろん、従たる事務所や支部の類が選挙区内にある場合にも『選挙区内にある者』に含まれ、赤い羽根共同募金会のように都道府県単位で募金活動を行うものについては、自己の選挙区外での募金であっても『選挙区内のある者』にあたるため、候補者等は県内すべての市町村で募金に応じることは禁止される。」との文献もあります。

問5 加東市を選挙区に含む政治家が自分の財産を次の相手に対して寄附することはできますか。（1）加東市（2）兵庫県（3）国

答え いずれに対しても寄附できません。

問6 政治家が利用を予定しない選挙区内で行われる各種行事のチケットを購入することは、禁止されている寄附にあたりますか。

答え 罰則をもって禁止されています。

問7 政治家が、旅行や視察などに行くときに、選挙区内の人から餞別を受けた場合、お返しのおみやげを渡すことはどうですか。

答え 罰則をもって禁止されています。

問8 政治家が、氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にある場合）の社殿や本堂修復などのために、寄附をすることはできますか。

答え 罰則をもって禁止されています。

問9 お中元など従来慣行として行われるものは寄附になるのですか。

答え 政治家が選挙区内にある人に対してするお中元、お歳暮、入学祝、結婚祝、出産祝、お祭り等の寄附、餞別等従来から慣行としているようなものも寄附に該当し、禁止されています。

問10 政治家は親族に対しては寄附等ができるのではないですか。

答え 六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族の場合は、親族の範囲として寄附の禁止の例外となっています。

問11 政治家が支給された給与のうちの一定部分を返還することはできますか。また、具体的に生じる給与請求権の一定部分をあらかじめ放棄することはどうですか。

答え いずれも寄附に該当するものと考えられています。したがって、給与の辞退又は返上の問題の処理については、その行為が直ちに社会的公正に反するものとは言い切れない部分があっても、条例を改正し、給与の暫定的な減額措置をとることが相当と思われる

す。

【3 あいさつ状の禁止に関する事項】

問1 政治家が年賀状を出せないと聞いたのですが、寒中見舞状なども出せないのでしょうか。

答え 政治家は、選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これらに類するものを含む。）を出すことができません。

問2 答礼のため、印刷した暑中見舞いに政治家が署名したものを選挙区内の人に出すことはできますか。

答え 答礼のための自筆によるあいさつ状は禁止されていませんが、印刷されたあいさつ状に署名をするだけでは、自筆によるものとは認められません。

問3 昨年もらった年賀状に対して、今年その答礼として年賀状を出すことはできますか。

答え 禁止されています。

問4 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」という欠礼のはがきを選挙区内の人に出すことはできますか。

答え 年賀状に類するあいさつ状と認められるので、できません。

【4 後援団体等の寄附に関する事項】

問1 後援会が、選挙区内の人の家の新築祝いを出すことはできますか。

答え 新築祝いは、禁止されている祝儀にあたります。罰則をもって禁止されています。

問2 後援会は、その会員の葬式に、花輪や香典をだすことはできますか。

答え 選挙区内にある人には、たとえ会員であっても、罰則をもって禁止されています。

【5 政治家を名義人とする寄附禁止に関する事項】

問1 地方公共団体は、その長の名で記念品の贈呈はできますか。

答え 地方公共団体は、公職の候補者の関連会社等には含まれないので、記念品を贈ることは違法ではありませんが、長の氏名の表示は差し控える方が望ましいとされています。表彰状は差し支えありません。

問2 政治家の親や子ども、あるいは配偶者が、自己の名義で自己の負担により寄附をすることはできますか。

答え 差し支えありません。